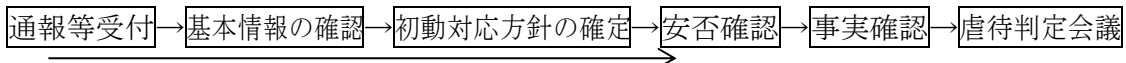


介護支援専門員の皆様へのお願い

1 京都市における高齢者虐待対応について

本市では、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）第9条第1項に基づき、高齢者の生命や身体の安全を迅速に確認するため、高齢者虐待に係る通報又は届出を受けた場合は、以下のとおり対応します。

<高齢者虐待への対応の流れ>



福祉事務所が通報内容を把握してから、
原則として48時間以内に安否確認を行います。

2 協力依頼内容

- (1) 通報・届出受付後、初動対応方針を検討するに当たり、被虐待者世帯に係る基本情報を把握する必要があります。そのため、介護支援専門員の皆様には、介護保険サービスの利用状況をはじめとした当該世帯の生活状況等について、確認させていただくことがあります。
- (2) 福祉事務所で高齢者虐待に係る通報・届出内容を把握してから、原則として48時間以内に目視による安否確認（生命・身体に危険が生じていないかどうかの確認）を実施します。安否確認は、福祉事務所職員又は地域包括支援センター職員が実施しますが、高齢者や養護者に可能な限り心理的負担を生じさせないように、業務上（介護サービス提供時等）可能な範囲で、安否確認を依頼させていただくことがあります。

3 安否確認による確認事項

生命・身体に危険が生じていないかを目視で確認することを目的としています。

身体的虐待	暴力等により生命の危険性の有無 等 ex 重度の火傷、骨折、頭部外傷、首絞め、揺さぶり、身体拘束
ネグレクト	食事が与えられないことによる重度の低栄養・脱水状態、十分な介護が受けられないことによる重度のじょくそう、肺炎、戸外放置 の有無 等

4 虐待対応と個人情報の取扱いについて

- 高齢者虐待対応については、個人情報保護法の利用目的による制限、第三者提供の制限に係る規定の例外が認められており、介護事業者などが、高齢者本人の同意なく個人情報を取り扱うことや、市町村等に情報提供をすることが認められています。
- また、市町村職員及び地域包括支援センター職員に対しては、高齢者虐待防止法により、守秘義務が課せられていますので、情報提供者を特定する情報等を外部に漏らすことはありません。

（参考：社団法人日本社会福祉士会 養護者による高齢者虐待対応の手引き）